

令和元年（2019年）

9月那覇市議会定例会

# 追加議案書

令和元年9月11日



令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第102号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第6号)	予算決算委員会 (2分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第103号	令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
認定第1号	平成30年度那覇市一般会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
認定第2号	平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
認定第3号	平成30年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
認定第4号	平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
認定第5号	平成30年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
認定第6号	平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
認定第7号	平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
認定第8号	平成30年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
報告第34号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	1
報告第35号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	7
報告第36号	専決処分の報告について(車両事故)	総務委員会	消防局 総務課	9



平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 11 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

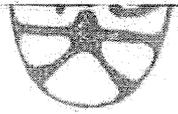
平成30年度決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	11.5	74.2
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

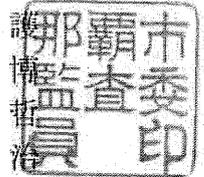
備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。



那 監 第 77 号  
令和元年 8 月 27 日

那覇市長 城 間 幹 子 様

那覇市監査委員 久 場 健  
同 宮 里 善  
同 宮 城  
同 古 堅 茂



平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について (提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 平成 30 年度決算に基づく那覇市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

#### (1) 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### (2) 審査の期間

令和元年 7 月 30 日から同年 8 月 22 日まで

#### (3) 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、歳入歳出決算書及び附属書類その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局から聴取するなどの方法により実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。

なお、審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

審査の対象となる比率の概要は、下表のとおりである。

健全化判断比率	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25%
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25%
③ 実質公債費比率	11.5%	12.2%	25.0%
④ 将来負担比率	74.2%	77.5%	350.0%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、「—」で表示する。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質収支額は、44億6,457万円の黒字となっている。

なお、平成29年度の実質収支額43億3,084万円に比べ、1億3,372万円の増加となっている。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質収支額は、214億529万円の黒字で、平成29年度の連結実質収支額204億9,554万円に比べ、9億975万円の増加となっている。これは、その他特別会計において国民健康保険事業特別会計の実質収支額が減少したことにより2億207万円減少したものの、一般会計等の実質収支額が1億3,372万円、公営企業会計の資金剰余額が9億7,810万円それぞれ増加したことによるものである。

連結実質収支額は全体としては黒字ではあるものの、国民健康保険事業特別会計の実質収支額2億9,241万円は、前年度から4億490万円減少しており、本年度においても、赤字補てんのための繰入金は8億円あり、依然として一般会計からの政策的繰入れに頼らざるを得ない状況にある。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は11.5%であり、平成29年度の実質公債費比率12.2%より0.7ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は74.2%であり、平成29年度の将来負担比率77.5%より3.3ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 11 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された 1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 2 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市首里石嶺町在  
賠 償 額 145,593 円

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

那覇市長 城間 幹子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された 1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 22 日

那覇市長 城 間 幹 子

- |   |                 |           |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名           | 車両事故      |
| 2 | 賠償の相手方<br>及び賠償額 |           |
|   | 相 手 方           | 那覇市字識名在   |
|   | 賠 償 額           | 399,716 円 |

